

令和8年度鳥取県教育職員免許法認定講習実施要項 (幼稚園教諭普通免許状取得認定講習)

1 目的

教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び同法施行規則の規定に基づき、幼稚園、認定子ども園等の教育職員に対し、幼稚園教諭普通免許状（一種）を取得するために必要な単位を修得する機会を与え、その資質向上を図ることを目的とする。

2 主催

鳥取県教育委員会

3 受講対象者

幼稚園教諭二種免許状を所有する現職の幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員（注）で、免許法別表第3により幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する者。

（注）免許法第2条第1項に定める教員及び施行規則第68条に定める園長（校長）、副園長（副校長）、教頭、主幹教諭（幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭をいう。なお、勤務経験が12年以上あることが望ましい。

※ 研修期間中・産休中・育児休業中等である場合は受講することができない。

※ 鳥取県内の申込者を優先し、定員に空きがある場合には、鳥取県以外の申込者も受講を認める。

4 開設科目及び日程等

教育職員免許法施行規則に定める 科目区分等		講座名	単 位 数	日程	担当講師	定 員
科目	各科目に含まれる 必要事項					
領域に関する専門的事項に関する科目						
領域に関する専門 的事項に関する科 目	領域に関する専門的事項 (環境)	幼児と環境	1	1 1 月 1 4 日 (土) 1 5 日 (日)	鳥取大学 教授 塩野谷 齊	30
保育内容の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等						
教育の基礎的理解 に関する科目	教育に関する社会的、 制度的または経営的事項 (学校と地域との連携及 び学校安全への対応を含 む。)	教育と社会	1	1 0 月 2 4 日 (土) 2 5 日 (日)	鳥取大学 准教授 呉 永鎬	30
保育内容の指導法 に関する科目	保育内容の指導法 (情報 機器及び教材の活用を含 む。)	保育内容 (人間関係) の指導法	1	8 月 1 日 (土) 2 日 (日)	鳥取大学 准教授 福山 寛志	30
		保育内容 (言葉) の指導法	1	8 月 2 9 日 (土) 3 0 日 (日)	鳥取大学 講師 木村 穂乃香	30
道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	幼児理解の理論及び方法 教育相談 (カウンセリング に関する基礎的な知識 を含む。)の理論及び方 法	幼児の理解と発達 相談	1	9 月 1 2 日 (土) 1 3 日 (日)	鳥取大学 准教授 福山 寛志	30

5 受講者の決定

- (1) 会場の収容人数等の都合により、定員を超えた場合は、鳥取県内の教員の受講を優先する。
- (2) 受講者の決定については、7月下旬に通知する予定。

6 単位の認定方法（受講者）

受講科目について、講義時間数の5分の4以上出席し、試験又はレポートによる成績審査に合格した者に単位修得証明書を授与する。

7 費用

- (1) 受講料及び聴講料は、資料代として1講座につき2,000円を徴収する。
- (2) 旅費・教材費等の実費は受講者の負担とする。

8 会場

会場	講座名	日程	講義室
エースパック未来中心 倉吉市駄経寺町212-5 (0858-23-5390)	幼児と環境	11月14日(土) 15日(日)	セミナールーム2
	保育内容(人間関係)の 指導法	8月1日(土) 2日(日)	セミナールーム5
	保育内容(言葉)の 指導法	8月29日(土) 30日(日)	セミナールーム5
	幼児の理解と発達相談	9月12日(土) 13日(日)	セミナールーム7
倉吉体育文化会館 倉吉市山根529-2 (0858-26-4441)	教育と社会	10月24日(土) 25日(日)	小研修室1

※駐車台数に限りがあるので、できる限り公共交通機関の利用や乗り合わせで来場すること。

9 時間割（2日間1単位）

時 間	第1日	第2日
9:00 ~ 9:15 9:15 ~ 9:30	受 付 開 講 式 オリエンテーション	
9:30 ~ 11:00	講 義 ① ②	講 義 ⑨ ⑩
11:00 ~ 11:10	休 憩	
11:10 ~ 12:40	講 義 ③ ④	講 義 ⑪ ⑫
12:40 ~ 13:40	昼 食 ・ 休 憩	
13:40 ~ 15:10	講 義 ⑤ ⑥	講 義 ⑬ ⑭
15:10 ~ 15:20	休 憩	
15:20 ~ 16:05 16:05 ~ 16:50	講 義 ⑦ ⑧	講 義 ⑮
		試験またはレポート
16:50 ~		閉 講 式

10 受講の手続き、申込期限

受講者	手続き	各手続きの申込期限
○鳥取県内の市町村立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の教員	①受講希望者は、受講申込書【個人用】（別紙様式1）を園長（校長）へ提出 ②園長（校長）は、受講申込書【所属用】（別紙様式2）を作成し、受講申込書【個人用】（別紙様式1）と併せて市町村教育委員会へ提出 ③市町村教育委員会は、園長（校長）から提出された書類一式をとりまとめて、所管の教育局（幼児教育担当者）へ提出（Excel ファイルにパスワードを付して提出すること） ④教育局は、市町村教育委員会から提出された書類一式をとりまとめ、鳥取県教育委員会事務局小中学校課へ提出	②7月14日（火） ③7月17日（金） ④7月22日（水）
○鳥取県内の市町村立認定こども園 ○鳥取県立学校教員 ○鳥取大学附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の教員 ○鳥取県内の私立幼稚園、認定こども園、中学校、高等学校の教員	①受講希望者は、受講申込書【個人用】（別紙様式1）を園長（校長）へ提出 ②園長（校長）は、受講申込書【所属用】（別紙様式2）を作成し、受講申込書【個人用】（別紙様式1）と併せて鳥取県教育委員会事務局小中学校課へ提出（Excel ファイルにパスワードを付して提出すること）	②7月21日（火）
○鳥取県以外の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員	①受講希望者は、受講申込書【個人用】（別紙様式1）を園長（校長）へ提出 ②園長（校長）は、受講申込書【所属用】（別紙様式2）を作成し、受講申込書【個人用】（別紙様式1）と併せて、鳥取県教育委員会事務局小中学校課へ提出（Excel ファイルにパスワードを付して提出すること）	②7月21日（火）

11 幼稚園教諭一種免許状の取得に関する事項

- (1) 免許法別表第3により幼稚園教諭一種免許状を取得するためには、幼稚園教諭二種免許状を有することが必要である。
- (2) (1) の免許を取得後、幼稚園、特別支援学校の幼稚部もしくは認定こども園の教員（免許法別表第3に定める教員）として又は（国際協力機構法に基づく派遣による）外国の教育施設もしくはこれに準ずるものにおいて教育に従事し、良好な成績で5年以上の勤務経験が必要である。
- (3) 教育職員免許状の取得に係る必要単位数等については、別紙「教育職員免許状取得の手引」を参考にすること。

例：良好な成績で経験年数が12年以上ある場合は10単位の修得が必要。

令和8年度の本県の認定講習では最大5単位の修得が可能であり、最短で2年間で一種免許状への上進が可能となる。

（ホームページURL：https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1350766/5-2_R4.4_you_betsu3.pdf）



12 その他

- (1) 鳥取県内の受講者の出席の取扱いとは下記のとおりとする。

教諭 常勤講師 (定数内講師、代員)	県立学校	職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号を適用（義務免）
	市町村立幼稚園、認定こども園教員	各市町村の取扱いによる。
非常勤講師	免許法認定講習日に勤務の割振りがある場合	職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号を適用（義務免）
	免許法認定講習日に勤務の割振りがない場合	手続きの必要なし

※上記以外の受講者については、所属長と相談の上、受講のこと。

- (2) 受講決定後の辞退又は欠席については原則として受け付けないが、やむを得ない事情で辞退又は欠席する場合は、速やかに鳥取県教育委員会事務局小中学校課へ連絡するとともに、所属長を通じて辞退（欠席）届（別紙様式5）を小中学校課までパスワードを付してメールで提出すること。
- (3) 自然災害や天候不順等により、開催の可否について判断を要する場合には、当日の午前6時までに小中学校課ホームページに延期又は日程変更の連絡を掲載するので必ず確認すること。
(ホームページURL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/318164.htm>)



13 問合せ先

鳥取県教育委員会事務局小中学校課 就学助成担当

ファクシミリ：0857-26-8170

電子メール：shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp

※質問票によりファクシミリまたは電子メールで問い合わせること